

高ボッチ高原環境管理ガイドライン

令和元年5月9日

高ボッチ高原自然環境保全協議会

目 次

第1章 高ボッチ高原について	3
1-1 地理的位置	3
1-2 高原の歴史	3
1-3 高原の主な利用施設	3
1-4 自然環境保全の必要性	3
第2章 本ガイドラインについて	4
2-1 ガイドラインの目的	4
2-2 ガイドラインの概要	4
第3章 ゾーニング・利用規制編	5~14
3-1 自然公園法による規制	5~6
3-1-1 国定公園指定	
3-1-2 特別地域内の行為規制	
3-1-3 特別地域内の利用規制	
3-2 ゾーニング（エリア指定）と考え方	7
3-2-1 自然環境保護エリア	
3-2-2 観光・農林業振興エリア	
3-3 自然環境保護エリアの取り扱い	8
3-3-1 保全すべき草原地帯や植生等	
3-3-2 展望台・休憩所等	
3-4 観光・農林業振興エリアの取り扱い	9~11
3-4-1 管理棟（自然保護センター）	
3-4-2 草競馬場	
3-4-3 牧場	
3-4-4 ヒョウタン池	
3-4-5 テント・タープ等設置可能エリア	
3-4-6 その他	
3-5 自然環境保護エリアの行為規制（ルール）	11~12
3-5-1 遊歩道及び広場以外への立ち入りの原則禁止	
3-5-2 火気使用の原則禁止	
3-5-3 家畜及びペットの連れ込みの原則禁止	
3-5-4 自然環境保護のための開発（工事等）以外の開発の原則禁止	
3-5-5 その他の規制等	
3-6 観光・農林業振興エリアの行為規制（ルール）	12
3-6-1 火気使用の制限	
3-6-2 エリア内の車両の通行	

3-7	エリア内での共通ルール等	13
3-8	エリア外の取り扱い	13
第4章	植生保護計画編	15~30
4-1	適用範囲	15
4-2	高原の植生概要	15~18
4-2-1	植生区分	
4-2-2	各植生の概要	
4-3	植生管理の方針	18~20
4-3-1	目標とする植生	
4-3-2	個別植生の方針	
4-3-3	補足事項	
4-4	植生管理	21~30
4-4-1	ハルザキヤマガラスの駆除	
4-4-2	ノカラムツの保護	
4-4-3	ススキ優占草地の植生管理	
4-4-4	低木侵入草地の植生管理	
4-4-5	ミヤコザサ優占草地の植生管理	
4-4-6	ズミ低木林の植生管理	
4-4-7	沿道の樹木伐採	
4-4-8	外来植物	
4-4-9	その他の監視作業	
第5章	実施体制と進捗管理	31~33
5-1	公園保護管理員	31
5-2	高ボッチ高原自然環境保護協議会	31
5-3	実施体制	32
5-4	P D C Aによる進捗管理	33

